# 兵庫県と一般社団法人兵庫県電業協会及び 一般社団法人兵庫県空調衛生工業協会との 行政懇談会 実施結果

1 2 3	日 場 出席	時 所 <b>諸</b>	平成25年8月28日(水)10時30分~12時10分 ひょうご女性交流館 301号会議室 兵庫県県土整備部			
			県土企画局長	古川	直行	
			住宅建築局長	藤原		
			県土企画局総務課建設業室長	村上	武雄	
			建設業室課長補佐兼建設業係長	倉橋	勝也	
			契約管理課長	髙畠	利文	
			契約管理課副課長	大住	耕一	
			契約管理課入札制度係長	野竿	拓哉	
			技術企画課副課長	八木丁	葡	
			住宅建築局設備課長	因	洋一	
			設備課副課長	古結	丈司	
			営繕課副課長兼設備課副課長	大塚	幸司	
			設備課主幹(環境・省エネ担当)	延原	愼治	
			設備課主任技術専門員	古川	詞朗	
			設備課主査	藤原	京子	
			一般社団法人兵庫県電業協会			
			会 長	平井	伸幸	
			副 会 長	小山	惠生	
			副会長	前田	潮	
			理 事 (総務委員長)	大川康	表郎	
			理 事(技術・安全委員長)	小坂	佳秀	
			理 事(経営委員長)	合田	吉伸	
			理事	立山	欽司	
			専務理事	北野	信雄	
		-	一般社団法人兵庫県空調衛生工業協会			
			会 長	神田	武	
			副会長	山口	敬三	
			副会長	原田	高幸	
			理 事(総務委員長)	橋本	白民	
			理 事(技術委員長)	平岡	秀文	
			理 事(経営開発委員長)	山本	繁之	
			理 事(広報委員長)	高井	豊司	
			理 事(環境委員長)	原田	猛	
			専務理事	八木	俊明	

### 古川 直行 県土企画局長 開会あいさつ (要旨)

兵庫県電業協会、兵庫県空調衛生工業協会の皆様方には、平素より県政の推進に当たりご協力を賜り 御礼申し上げます。

今年は7月に選挙がございました。選挙の啓発にあたりまして、両協会の皆様方に大変お世話になり 改めてお礼を申し上げます。

この8月1日で井戸県政4期目が始まりました。いろいろと課題を挙げている中で、知事は震災の教訓を活かした安全・安心の確保を一番の課題として挙げています。まさしく県土整備部でいま取り組もうとしております津波対策、地震対策、老朽化のメンテナンス対策といった数々の課題であります。今年度に津波防災インフラ整備5カ年計画をつくり、南海、東南海トラフ地震に対しての対策を基本的に5年で終えてしまおうとしています。

また、新たに山地防災5箇年計画も今年策定しようとしています。更にひょうごインフラメンテナンス10箇年計画を全国に先駆けてつくり、計画的にまず老朽化の著しいところを整備してしまおうとしています。こういった分野別の計画を踏まえまして、今後10年間の兵庫県における社会資本整備を進めていくための基本プログラムを今年度策定しようとしています。しかし、財源の方は、国も含めて限られておりますので、選択と集中により計画的に整備を行おうという思いで今進めています。

最も大事なことは財源ということでございます。今年の予算は、補正予算を合わせて対前年で1.3 倍という予算が確保できたわけでありますが、26年度予算、そしてそれ以降がどうなるのかの一つの 目安が来年度予算であると思っています。

昨日、国土交通省の概算要求が出されましたが、公共事業費が17%増という形で、震災対策を含めて力を入れた要求をしてくれています。これが26年度予算となって公共事業費が確保され、また今度の臨時国会には国土強靱化基本法案が提案され、可決される見込みということですので、今後の10年、20年を見越した財源確保の道筋ができることを本県としましても非常に期待しているところです。

こうした施策を推進するに当たっては、両協会の皆様の長年にわたっての技術、ネットワーク、経験

が非常に重要でございますので、今後ともお力を頂きますようよろしくお願いいたします。

#### 主要事業説明

- (1)一般社団法人兵庫県電業協会事業計画の概要について、平井会長から説明を行いました。(内容省略)
- (2) 一般社団法人兵庫県空調衛生工業協会事業計画の概要について、神田会長から説明を行いました。 (内容省略)
- (3)兵庫県県土整備部住宅建築局設備課の所管事業のうち、平成25年度建設工事発注見通し(一覧表) について古結設備課副課長から説明が行われました。

### 懇談会議題(意見交換)

### 1 入札制度の更なる改善要望について

県におかれては社会資本の整備に積極的に取り組まれていますが、両協会の会員企業の能力を一層活用していただく意味からも、入札制度に係る下記の点についてご検討をいただくようお願いいたします。

### (1) Aランク入札参加者数の適正化

比較的契約金額の高いAランクの工事において入札参加者数は15~20社を数え、30社を超える例も見受けられます。せめて10数社の競争入札になるよう次のような取扱いが考えられないでしょうか。

- 1 社会貢献点数を今以上に引き上げる。どの会社もほとんど最低限のラインを持っているような状況なので、差別化を図る意味でもう少し引き上げていただきたいというものです。
- 2 Aランクの格付条件を付加し、引き上げる。いま格付点数はA5からA95までありますが、Aランクという一つの縛りだけです。例えば今回の入札対象物件は、A5からA10の範囲、或いはA30からA40の範囲というような縛りを設ければ、入札参加者数が少なくなるのではないかということです。Aの間でも売上やその会社の業績等を踏まえれば、結構ばらつきが多くあります。
- 3 同一業者の3ヶ月以内の連続受注契約を抑制する。時々入札参加する同じ会社が連続して他の物件も含めて落札する場合が見受けられます。3ヶ月がよいのかは別として連続契約というのをできれば抑制していただいたらどうかというものです。本庁分、県民局発注分も同様です。

# 回答 契約管理課

今の入札制度自体は、平成18年に全国知事会から「都道府県の公共調達改革に関する指針」が緊急報告という形で出され、それがベースになって原則、一般競争入札となっています。例外的に1,000万円までであれば指名競争が認められています。その緊急報告の中で競争性は高めていくという基本的な考え方のもとに、入札を実施する場合には応札の会社は20者から30者以上を原則とすると明記されておりまして、県の入札のベースになっています。従って、なかなか提案の方向には沿いにくいというのが、今の状況です。

個々の提案のうち、一つ目の入札参加する場合のハードルとしての社会貢献評価点数を引き上げて欲しいということについては、今の点数自体が平成21年に設定した点数になっていますので、各企業の技術・社会貢献評価数値の取得状況を踏まえながら見直していきたいという考えは持っております。

2つ目のAの中で区分けして欲しいということについては、現在も同じAランクであっても事業所の所在地要件、あるいは工事成績、技術・社会貢献評価点数の取得状況などによって、特例的に参加できる部分などを設けております。更にAのなかを細かく切るのではなくて、実質的に区分けをして受注者の仕分けをしていきたいと考えています。

3つ目の重複受注制限については、基本的には発注者、国なり県もそうですが、競争はできるだけ していただきたいというスタンスに立っています。競争性を確保する、或いは意欲ある業者の入札参 加の機会を確保するという面から問題があるというのが今の考え方です。

### (2)入札における地区制限の緩和

県民局ごとの制限付き入札が実施され、物件によっては2~3の県民局所在の業者に参加資格が付与されていますが、本社所在地の隣接県民局の入札に参加ができない場合がある為、次のような取扱いが考えられないでしょうか。

1 例えば神戸県民局管内に本社を置く業者は、阪神南、阪神北、北播磨、東播磨、淡路の各県民局の同ランクの物件について、各社の判断で年間3回程度入札参加ができるようにする。

2 但し、1回落札すると以後の参加は、同一県民局内とする。

この方式によると、県にとっては入札物件ごとに参加可能県民局エリアを設定することなく、物件の所在県民局のみを表示すれば済み、後は指定ランクの業者が各社の希望、事情によって隣接県 民局の発注物件に参加可能回数の制限に応じて応札できることになります。

特に神戸市西区の会員からの要望ですが、明石市は東播磨地域に入るので実際本社からすぐ隣に 対象物件が見えていても入札参加ができない。それを改善できないでしょうかということです。

# 回答 契約管理課

発注者である県民局のエリアを越えて入札ができるようにして欲しいという提案ですが、そのような形で入札する業者の方に参加又は不参加を選択する幅を広げるという形になってしまうと、不人気なものは更に不人気になってしまい、人気があるものには更に集中することになる可能性が非常に高いのではないかと考えられます。そういうことがあって、発注者としては自分の考えに基づいて入札を行うという今のやり方になると思います。

明石と神戸の境の話は、両協会からだけではなくよく耳にする話ですが、その境が街として広がっていて経済的にも一体的と思われても、一応エリアの概念がある以上、それは何も明石と神戸に限ったものではなく、その地域だけ特別にという感じにはならないのではないかと考えます。

#### (3)技術・社会貢献活動点数の付与のあり方

技術・社会貢献評価項目については、対象活動の拡大、評価点数の引上げ等について努力いただい ており、ありがたいと考えております。

しかしこの制度については、1点目として我々のような一般社団法人と社会貢献を意識せず組合員のメリットの観点から捉える従来の協同組合等の事業等と同列に扱われているのではないかと感じられます。この際、公益の増進の担い手として期待されている一般社団法人の社会貢献活動に高い位置付けをしていただき、協同組合等との差別化をしていただけないでしょうか。

2点目としまして、入札参加要件としての技術・社会貢献評価点数のハードルが低く、結果として 努力している企業とそうでない企業とに余り差が生じていないのではないかと感じており、この観点 から物件によっては、格付、契約高、工事規模や難易度等を考慮した入札要件の再考ができないでしょうか。

さらに3点目ですが、「地域づくりのために資する重要な活動」として、参加したいが地元で対象となるイベントが無い、との会員の声も多く寄せられています。できれば県民局同士連携をとっていただき、ボランティア参加をし易くしていただくようお願いします。

### 回答 契約管理課

県の契約、公共発注は平等が原則になっていますので、参加される方々が個人であろうが、法人の株式会社、一般社団や協同組合であろうが、それを区分するという考え方は基本的には持っておりません。

2点目の入札参加要件としての社会貢献評価点数につきましては、確かに余り意味がなくなってき

ているのではないか、少し引き上げは考えてみたいと考えております。

3点目の地域づくりのために資する重要な活動については、地域づくりのための活動の位置付け自体は県民局で判断がなされますので、活動を企画、実施する県民局と協議していただいたらどうか、県民の参画と協働を進める上でマンパワーとして応援していただきたいイベントもあると思います。そしてうまく噛み合うようであれば、それを社会貢献評価点数にも位置付けしてもらえるように進めていくというのが理想的なのかなと考えています。

### 2 県内公共工事設計労務単価の見直しについて

労務単価が随分上がってきたということも踏まえまして、本年4月に発表されましたように平成25年度配管工及び電工設計労務単価は上昇したものの、配管工17,100円、電工17,900円と配管工においては近畿地域最低で、電工においては近畿平均の18,157円を下回る状況でした。

兵庫県が、なかなか上がっていないのは、他府県の事業者と比べて、協会会員など県内事業者の公共 事業労務費調査への対応の問題が大きいのではないかと考えます。協会会員には不良サンプルとならな いよう対応を呼びかけるつもりですが、県におかれても、近畿地域で最低の労務単価とならないよう業 界、企業がチェック、留意していくようご指導をお願いいたします。

なお、労務単価の見直しにより、新たに加入しなければならない保険や建退共制度のような措置が、 今後、追加される可能性はあるのでしょうか、ご教示願います。

# 回答 設備課

公共事業労務費の調査結果そのものが、労務単価に反映されます。最低の労務単価にならないための 対策としましては、正確なデータの提出と支払い賃金アップの2つが重要と思っています。

正確なデータの提出につきましては、まず賃金台帳に誤りが無いか、賃金台帳から調査表転記時に誤りが無いか再確認し、無効標本とならないよう根拠資料を整理する。それから調査対象者に該当している労務者であるか、例えば電工あるいは配管工と普通作業員、軽作業員の職種の区分が適切であるかどうかの再確認を行う、こういった内容の再点検をしていただくことが必要です。

支払賃金のアップについては、元請企業、下請企業ともに、公共事業労務費調査に提出したデータが次年度の兵庫県地区の賃金となることを再認識していただき、末端の労務者まで適切な賃金が反映されるように、元請、下請にかかわらずダンピング防止に心がけることや下請企業との契約時に公共工事設計労務単価を参考とする場合には、この労務単価には企業に必要な諸経費は含まれていないことを認識していただき、諸経費が加算された適切な下請契約を締結するなどの努力をしていただくことが重要です。

以上をまとめると、労務費調査時には、労務費調査説明会への出席と労務費調査の手引きの熟読によりまして、より正確なデータを提出することと下請企業のデータも反映されるため、適切な賃金による下請契約が必要であることを両協会会員並びに下請となった企業に対しても周知してもらうことが重要ですのでよろしくお願いします。

設備課の方も、今年度の労務費調査の際には調査対象事業者への注意喚起を行っていきたいと思いますので併せてよろしくお願いします。

### 回答 建設業室

社会保険については、昨年の11月から未加入対策が始まり、国は今後5年間で、平成29年度に建設業許可業者の保険加入率100%を目指して取り組んでいます。それまでの中間年で加入状況を検証、評価して加入率が上がってこないという状況であれば、対策の見直しを行い、更に計画的に進めるということになっております。今の段階でどういう見直しがあるかというのは分かりません。

今回の労務単価の改定は、工事増加に伴う人手不足による労務費の高騰と社会保険の本人負担分を考慮して、労務単価に反映したものと言われており、県としも今後、労務単価の見直しによる国の取り組みの動向を注視していくことにしております。

両協会においても、労務単価の改定に伴う技能労働者への適切な賃金水準の確保ということについて、 ご理解と適切な対応をお願いしたいと思います。また社会保険の取り組みも新しい情報等がありました ら、逐次情報提供をさせていただきます。

### 関連意見

最低賃金、生活に必要な金額というのは、もうちょっと違う目で見ていただいたら、労務費調査をしなくても日本で生活をしていくためには、最低どれくらいの年収がなければ生活ができないのかということは分かると思います。それを時間で割る、日にちで割ればどれくらいの日当が必要なのかは出てくるのではないか、それだけのものが確保された中で入札の最低、失格ラインを決めていただいたら、自ずと我々が労務者に払える金額が、その時点で確保していただけるのではないかなと思います。そういったものを兵庫県は基準において発注をしていただいたら、非常に助かるのですが。

### 回答 設備課

国土交通省が毎年建設労働者の賃金支払実態を調査、公表しているのは、公共工事の積算単価として活用するという面も含まれており、どの年収かというものを一律に決めるものではありませんので、そのことをご理解いただきたいと思います。

### 関連意見

配管工と普通作業員などを分けてというのは、配管工は経験5年以上必要で、そういう人に対しての 賃金ですから、混同していると労務単価は下がってきます。今後会員に対してきちっと周知をしていき たいと思います。

### 3 社会保険未加入対策について

建設業における社会保険未加入対策の本格的な推進からほぼ1年余が経過し、この間両協会においては中央の業界団体、県等からの通知の活用や講演会の開催などにより会員への周知に努めてきました。

一方、公共工事においては、国では平成24年4月に現場管理費率式の見直しによる事業主負担分に

係る法定福利費の措置、平成25年4月には公共工事設計労務単価の引上げによる技能労働者本人負担 に係る法定福利費の措置が行われ、県においてもこれに準じて措置が行われているものと考えています。

当問題は必要な人材を確保し、健全な競争環境を構築するために必要なこととして引き続き業界挙げて取り組んでいきますが、行政におけるチェック・指導、県工事での取り組み状況や法定福利費の確保方策、これまでに提起されてきた問題点等についてご教示いただくとともに業界としての今後の取り組みについて引き続きご指導いただきますようお願いいたします。

# 回答 建設業室

県では、今年4月から土木、農林水産工事、7月からは建築、設備工事について設計労務単価を引き上げており、この措置により社会保険料相当額が予定価格に適切に反映されているものと考えております。

昨年11月から社会保険未加入対策が始まっています。建設業の許可、更新時や経営事項審査受審時 に、雇用保険、健康保険、厚生年金保険が未加入の場合には文書で加入指導を行い、指導してもなお未 加入の場合は、当該業者を社会保険担当部局である日本年金機構と兵庫労働局に通報しています。

この指導期間については、最初文書を出し、4カ月後に加入について報告して下さいというもので、4カ月経っても回答がないということであれば、さらに2回目の文書指導を行います。2回目の報告期限は2カ月後ということになっておりますので、両期間の合計6カ月を経過してもなお未加入の状態であるという場合には、社会保険担当部局に通報しています。

昨年11月から指導が始まり、この6月に初めて社会保険担当部局に通報しております。通報後の未加入業者の指導は、労働局なり年金機構の方で行われています。社会保険の担当部局が再三指導をしてもなお未加入の状態にある業者については、違法状態にあるということで建設業室に通報がされることになっており、この通報に基づき、他法令違反ということで建設業法に基づいて監督処分するということになります。

協会の方におかれても、社会保険料の相当額を適切に見込んだ額で契約するとともに、労働者が決められた社会保険に入るよう会員への周知をよろしくお願いします。

先日、8月10日のサンケイ新聞に国土交通省は社会保険に加入していない建設業者を公共工事の下 請けから排除するガイドラインを平成29年4月から適用するという記事が載りました。

昨年、社会保険未加入対策が始まった時に今後のスケジュールが出され、5年間で加入率を100パーセントに持っていき、平成29年度からは公共工事の現場から社会保険未加入業者を排除する方向が望ましいという方向性は出されています。この方向性をもとにサンケイ新聞が類推して記事にしたものと思われます。

従いまして、中間年で国土交通省が指導の結果加入率がどうなったかということを検証して、更なる 追加の対策が必要なのかどうかを判断すると思いますので、今の段階では取り組みがどう動いていくの か分かりません。当面は加入指導を続けて行くことになると思います。

## 関連意見

市町への指導はどうなっていますか。先日、市に行って業界に対しこの問題について勉強会をして欲 しいと話をしましたが、なかなかまだ認識されていないように感じました。

# 回答 建設業室

県からそれぞれの公共工事の発注者、市町なり、関係の業者団体等に社会保険未加入対策に係る通知を出していますが、市町の方で加入指導ということは行いません。市町として考えられるのは、発注者として未加入業者の取り扱いをどうするかということになると思います。

#### 4 災害対策について

両協会は、兵庫県と「災害時における機能復旧対策業務応援に関する協定」を締結し、災害時に対策本部等が設置される庁舎及び県立病院を対象に機能復旧対策業務の応援活動を行うこととしております。 阪神・淡路大震災から18年経過し、県内では水害はあるものの、大規模な地震が無く当時の記憶が薄れてきた頃、本年4月に淡路島を震源として最大震度6弱の地震が発生しました。

阪神・淡路大震災直後とは、世代も、社会環境も大きく変わってきています。そこで日頃から、被災時における災害対策、合わせて災害時の公的施設の設備復旧への参加がより早く、スムーズにできるよう、次の点などについて改めて県と両協会が共通認識を形成できるような場の設定をお考えいただきますようお願いします。

- ・ 協会各地区の代表と県民局との平時からの連携のあり方
- ・ 協定発動時の災害補償、損害負担及び経費負担のあり方の再確認
- ・ 災害補償に係る民間保険導入の可能性、労災保険の填補の範囲
- 災害応援活動の遂行期間の考え方

等

### 回答 設備課

兵庫県は、地震、風水害等により総合庁舎や県立病院などの県有施設の電気設備、空調設備、衛生設備等の作業不良などの異常が発生した場合などにおいて、機能復旧業務などの応援をしていただく協定を平成18年12月に両協会と締結しています。

これまで平成20年2月に協定締結団体と関係課である設備課、管財課、病院局経営課による緊急連絡網伝達訓練打合せ会を行いましたが、その後情報交換の機会を持っていません。将来の危機である南海トラフ大地震の対策を考えますと、協定締結団体と連携を図っていくことは重要なことであると認識しており、提案の公的施設の設備復旧への参加がより早く、スムーズにできますように実務者レベルの情報交換の場を持てるよう関係課と調整していきたいと考えております。

### 5 次世代を担う技術者育成のための支援について

建設業、とりわけ設備業界においても、長時間労働、夜間勤務、休日出勤などの過酷な労働条件にも 拘らず、賃金が他産業に比して低水準で推移しています。このことが新規入職者の減少とそれによる高 齢化をもたらし、今後、50歳以上の従業員が大きな割合を占めたまま就業者数が減少していくという 憂慮すべき事態が予見され、技術・技能の継承が大きな課題となっています。

特に、兵庫県においては、工業高校などの高等学校において、配管技術、空気調和・衛生技術を教える学科がなく、若年層にこの業界の必要性をアピールし後継者を確保・育成する機会が少なくなっています。

また電気技術については、電業協会において平成12年度から県立の電気系学科の生徒のインターンシップを、これまで延べ49校、477名受け入れ、次代を担う若者の育成にも努めてきましたが、電気学科そのものも電子、或いは電気情報システムなどの学科に再編成されて来つつあります。

つきましては、県立高校において空調・衛生設備技術者や電気技術者を目指しやすい環境の整備や業界として主体的に働きかけていくべき窓口などに係る情報の提供をお願いします。

# 回答 建設業室

建設産業は、労働条件、労働環境のほか職業イメージ、福利厚生の未整備などが影響し、若年労働者が減少してきています。55歳以上が34パーセント、29歳以下が11パーセントと特に29歳以下の若手の就業者の割合が著しく低く、若年入職者の確保が課題であると認識しています。

賃金や就労環境の改善はもちろんですが、就職を希望する生徒の建設業におけるインターンシップの経験は、若手の入職の促進に欠かせない手段であると思っています。教育委員会に聴きますと、いま学校で行っているインターンシップは、就職を希望する生徒でかつインターンシップを希望する生徒だけを対象に行っている状況なので、平成27年度までには県立高校の就職希望者全員にインターンシップを経験させることを目標にしているとのことです。これからインターンシップの主催者と参加者のマッチングが、更に重要になってくるのだろうと考えています。

建設業室としましても若年者の入職促進に向けて、業者団体と連携のあり方などについて協議の場を 設置するなど何か新たな取り組みができないか検討していきたいと考えており、もしそういう場を県の 方から呼びかけしましたら、参画いただきますようお願いします。

#### 6 建設産業における消費税の転嫁対策について

消費税転嫁対策特別措置法の施行が本年10月1日から予定されていますが、建設産業につては、請 負契約という建設工事の特性から、例えば発注者から増税分の値引きを求められやすいなど、その転嫁 が円滑にできない状況が生じることが懸念されています。

また、会員が発注者となる場合にも、その円滑な転嫁を図る必要がありますが、行政庁においては適正な転嫁対策を実施する予定であると聞いております。

つきましては、業界団体としてもその円滑な推進に努めていきたいので、今後のご指導をお願いいた します。

# 回答 建設業室

消費税の転嫁対策の取り組みについては、知事許可の建設業者につきましては都道府県知事が国土 交通大臣の一部の事務を実施する方向であると聞いております。

現在、転嫁対策の具体的な取り組みが検討されておりますので、その内容が明らかになりましたら、 建設業者団体等への周知を行って消費税の円滑な転嫁が行われますよう努めていきたいと考えており ます。

### 藤原 一 住宅建築局長 閉会あいさつ(要旨)

本日は、電業協会及び空調衛生工業協会の皆さんと多岐にわたって意見交換させていただきありがと うございました。

議題に災害対策という項目がございました。今年4月に淡路島で発生した地震では、幸い人的被害は軽微でしたが、建物被害は一部損壊を含めると9千棟を超えるような被害が出ました。改めて地震対策、安全・安心のまちづくりの重要性を認識した次第です。阪神淡路大震災から18年余りが過ぎ記憶も薄れてきたところで油断してはいけないとの警告かなと受け止めています。南海トラフ巨大地震や山崎断層地震などに備えるために、協定が円滑に行われますよう内部調整をしていきますので今後ともご協力をお願いします。

社会保険未加入問題や消費税の転嫁対策については、これらの実施によりまして皆様方の業界の方にしわ寄せが行かないよう国の動向を注視しながら進めていきたいと考えております。

次世代を担う技術者の育成については、人口減少や高齢化がますます進んでいく中で、業界として新 しい技術者を確保、養成していくということは重要な課題であります。技術者の処遇の問題やイメージ の問題など様々な問題について、官と民とが連携しながら一緒に取り組んでいく必要があると思います のでこれからもよろしくお願いします。